破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１５２８号
横浜市磯子区杉田４丁目17番30号　シャトル杉田Ｈ号
債務者　渡邉　雅喜
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５３号
釧路市緑ケ岡２丁目15番９号
債務者　小澤　幸恵（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１５４号
釧路市芦野２丁目19番６号　アーバンライフ103号
債務者　田中美和子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１５９号
釧路市浪花町12丁目２番地の14　ナリスハイツ
債務者　阿部美智子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第５６号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2703番地13　２Ｆ
債務者　阿部真理子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第９６９１号
東京都葛飾区金町３丁目46―６―202
債務者　堤　　栄司
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７０３号
東京都足立区西新井本町２―６―３―302、最後の住民票上の住所東京都足立区島根１丁目１―２　第52新井ビル203
債務者　高橋　和彦
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７０７号
東京都板橋区弥生町74―12―401
債務者　菊池　　毅
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７０８号
東京都練馬区大泉町３丁目24―40
債務者　松浦　　聡
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７２３号
東京都練馬区富士見台４丁目33―９―102
債務者　藤田　克己
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７４９号
埼玉県川越市大字笠幡4044―32
債務者　綱島真由美
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７６２号
東京都足立区千住龍田町14―４―101
債務者　田村　初美
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７６３号
東京都足立区梅田６丁目18―７―201
債務者　伊藤恵利子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７６８号
東京都小平市小川西町５丁目39―３―410
債務者　星子寿美子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７６９号
東京都練馬区南大泉４丁目30―22―102
債務者　社本はるみ（旧姓保坂）
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部